

住まいの健康診断申込書

事務局
使用欄

「住まいの健康診断業務委任契約約款」第2条により、「住まいの健康診断業務規程」第7条の規定に規定される本紙をもって事業への参加を下記のとおり申し込みます。この物件は業務規程の第6条に該当し、申込書及び提出図書の記載の事項は事実と相違ありません。

仲介業者(宅地建物取引事業者)

所属団体	<input type="checkbox"/> 福岡県宅地建物取引業協会	<input type="checkbox"/> 全日本不動産協会(福岡支部)	<input type="checkbox"/> その他()
商号(名称)			電話
代表者氏名			FAX
所在地 (報告書の送付先)	〒 _____ ー _____		
E-mail			担当者

依頼主(委任者)※宅地建物取引事業者様が自社の所有物件を申し込む場合は記入不要です。

依頼主	<input type="checkbox"/> 物件所有者	<input type="checkbox"/> 購入希望者
住所	〒 _____ ー _____	
ふりがな		
氏名	※法人様の場合は代表者名をご記入下さい。	
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	性別* <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
その他の補助制度	<input type="checkbox"/> 福岡県のリノベーション事業補助金を利用する、又は、利用する予定である。 ※リノベーションを行う住宅は、耐震性を有する(昭和56年6月以降着工等)こと、又は工事完了後に耐震性を有することなどいくつか条件がございます。詳細は福岡県住宅計画課(092-643-3734)にご確認ください。 ※本事業の補助制度を利用した場合、他の補助制度を利用出来ないことがあります。	

※ 氏名、生年月日、性別については、住まいの健康診断業務委任契約約款17条に該当することの確認のため使用いたします。なお、確認の結果、該当する場合には申込みを取り消しさせていただきます。

物件所有者	<input type="checkbox"/> 依頼主と同じ(同じ場合は記入不要です。)
住所	〒 _____ ー _____
ふりがな	
氏名	※法人様の場合は代表者名をご記入下さい。

物件情報 ※宅建協会会員の登録物件はふれんずの「住まいの健康診断(インスペクション)物件特集」に物件情報と調査結果の概要を登録してください。

建物所在地 (住居表示)	<input type="checkbox"/> 物件所有者と同じ <input type="checkbox"/> 物件所有者が遠方(直線距離で50km以上離れている。)		
マンション名称・号室			号室
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 他 ()		
階数	地上 階建ての 階部分	規模(占有面積)	m ²
建築年(竣工年)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 (築 年)	別紙「住まいの健康診断」物件確認シートにもご記入お願いします。	
福岡宅建協会会員用	ふれんず掲載No.		

ふれんず未掲載の場合は上記物件概要をご記入ください。

調査申込み内容			
オプション調査の依頼	<input type="checkbox"/> 瑕疵保険事前検査 ※補修工事や補修事業者のあっせんは対応できません。 ※新耐震基準に適合している個人間売買物件が対象となります。また、保険法人のご指定はできません。		
調査希望日時	_____年 _____月 _____日 ~ _____月 _____日 ※その他要望() 定休日() ※申込日から起算して5日間(土日祝を除く)以後の日付でご記入下さい。日程調整の上ご連絡いたします。		
添付書類	<input type="checkbox"/> 対象住戸間取図(必須) <input type="checkbox"/> 別紙 物件確認シート(必須) <input type="checkbox"/> 長期修繕計画 <input type="checkbox"/> 駐車場の地図(近隣確保の場合) <input type="checkbox"/> 確認済証等(昭和56年6月1日以降のもの) <input type="checkbox"/> 左記書類取得時点の建物の図面		

申込書送付先

宅建協会会員：宅建協会へFAX(092-631-0445)の後、住宅センターへ郵送下さい。
宅建協会会員以外：住宅センターへFAX(092-715-5230)の後、住宅センターへ郵送下さい。

申込書原本郵送先：〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡東オフィス3F (一財)福岡県建築住宅センター 企画情報部

申込の前に、以下の重要事項を必ずご確認ください。ご了承ください。

◆重要事項◆

- 住まいの健康診断業務契約(以下「本契約」という。)は、契約約款、業務規程、既存住宅状況調査方法基準及び既存住宅状況調査技術者講習登録規定に基づき実施します。
- 本件業務において「調査」とは、住まいの健康診断調査基準に基づく調査で、既存住宅状況調査技術者講習登録規定(平成29年国土交通省告示第81号。以下「講習登録規定」という。)第2条第4項に規定される既存住宅状況調査を含むものです。
- 本書の提出することをもって委任契約の申請とし、業務引受後業務引受書を発行し、本契約が成立するものとします。委任者は本件業務を遂行する上で必要とする調査を実施するための対象建築物等、対象建築物等の敷地への立ち入りに協力して頂く必要があります。
- 日程の調整等は仲介事業者様とさせていただきますので、仲介事業者様には事業実施に協力頂く必要があります。
- 結果の報告は原則調査を実施して7営業日(調査日を含まず。)以内に電子メールにより行い、電子メール発信後、2営業日以内に報告書を発送します。
- 手数料は調査を行う日の2日前までにお支払頂く必要があります。支払いに係る費用はご負担下さい。
- 調査対象住宅の所有者及び居住者が委任者と異なる場合には、調査の実施前に当該所有者及び居住者から調査について承諾を得て、本書を提出する必要があります。
- 調査対象住宅が共同住宅の場合には、委任者は、調査の実施前に管理者及び所有者から調査について承諾を得て、本書を提出して下さい。
- 調査時に立会いがなく調査内容の変更の協議が出来ない場合は、調査者の判断により中止等します。その場合には調査中止までにかかった実費を請求させていただきます。
- 本契約では次の各号の判定または保証は一切実施しません。
 - 劣化事象の要因など調査対象住宅の瑕疵の有無の判定
 - 調査対象住宅に瑕疵がないことの保証
 - 隠ぺい部分など目視出来ない範囲の劣化事象の判定
 - 調査対象住宅の省エネ性等の性能の程度の判定
 - 建築基準関係法令等への適合性の判定
 - 調査対象住宅が、既存住宅売買瑕疵保険契約の対象となることの保証
 - 調査結果報告書の記載内容について、調査完了時点からの時間経過による変化または経年劣化がないことの保証
- 調査対象住宅の売買、交換又は賃借(以下「売買等」という。)を行う場合には、調査結果に関する書面を、当該売買等に係る宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条の規定による重要事項の説明等(以下「重要事項説明等」という。)に用いるため、当該売買等を媒介する宅地建物取引業者に提供します。
- 次の各号の業務を受任者の指定する者に再委任します。
 - 住まいの健康診断業務規程第2条第1項に規定する調査
 - 住まいの健康診断の報告書の作成
- 調査結果は調査を実施した日から1年を経過する日まで保管します。
- 次の各号に該当する場合、受任者は一切の責任を負いません。
 - 委任者の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて業務がなされた場合
 - 受任者に故意又は重大な過失がない場合
- 調査の変更または中止を行う場合は、調査日の2日前までに申し出が必要です。それ以降に申し出があった場合は当該調査に係る実費を請求させて頂く場合があります。
- 調査は、通常の歩行で移動できる範囲とし、梯子や足場等を設置した調査は行いません。
- 目視の調査範囲については、調査者のいる場所から上下1階の危険を伴わない体制で目視できる範囲を調査対象としますが、触診、打診が出来ない範囲においては明らかに目視できるもののみを劣化事象の判定の対象とし、劣化事象のすべてを調査するものではありません。
- 仲介事業者様が宅建協会の会員の場合には、調査結果と物件情報の一部を宅建協会へ提供します。なお提供した情報は、宅建協会ホームページ(ふれんず)で公開されることがあります。

上記の『重要事項』、本件業務に係る契約約款及び業務規程を確認し、了承しましたので本事業に参加を申し込みます。また、利害関係者にも本事業の内容を説明し、事業参加の承諾を得ています。

依頼主(委任者)	上記内容を了承し、申込みます。(必須)	記名:	㊞	又は署名
仲介事業者	上記内容を了承し、事業実施に協力します。(必須)	記名:	㊞	又は署名
受任者	一般財団法人福岡県建築住宅センター 理事長			

事業者	: (一財)福岡県建築住宅センター
所在地	: 福岡県福岡市中央区 天神1-1-1 アクロス福岡 東オフィス3階
代表者	: 松本 悟
許認可登録	: 一級建築士事務所登録 第1-12462号
調査者	: 既存住宅状況調査技術者
住宅調査費用	: 55,000円(税込) ※住まいの健康診断には補助金があります。補助の内容や補助枠については、住宅センターへお問い合わせください。
追加調査費用	: 対象住戸の存在階が10階超の物件は、10階を超える部分が10階以内毎に11,000円(税込)
オプション調査費用	: 瑕疵保険事前検査 11,000円(税込)
支払方法	: 土日を除く、調査当日の2日前までに銀行振込み。 ※調査中止の連絡は、調査当日の2日前までにご連絡下さい。2日前までにご連絡がない場合は、ご返金できない場合がございます。

